

沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金 申請要領

1. 受付期間

2024年2月22日(木)まで

2. 概要

エネルギー価格等の物価高騰を受ける中、物価高騰の影響を価格転嫁できない保険診療等を行う医療施設等の事業継続を支援し、必要な地域医療を提供するため医療施設等に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

3. 補助金交付対象者

(1) 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)申請日時点で事業を継続しており、次の各号の施設を開設する者とする。

- ①医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき開設の届出を行っている病院、診療所(歯科診療所を含む。)
- ②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設
- ③あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定に基づき開設している施術所のうち、受領委任取扱施術所の指定を受けた施設又は医療保険(療養費)の対象となる施術を行っている施設

(2) 次に掲げる項目に該当するものは、(1)の規定に関わらず交付の対象としない。

- ①国、又は地方公共団体が開設、運営する施設等(国、又は地方公共団体から独立した会計で運営されている施設を除く)
- ②保険診療、保険施術を取扱わない(保険外診療・施術のみ取扱う)施設等
- ③社会福祉施設内診療所、企業内診療所等の原則として特定の者を対象とする施設等
- ④令和5年(2023年)4月1日以降に開設した施設

4. 補助金額・算出方法

令和5年4月から同年12月までの補助対象経費(燃料費等)の単価が令和4年または令和3年同期間比で増加したことによる負担増加額の合計額と、以下の病床数区分又は施設区分に応じた基準額とのいずれか低い額を交付します(算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)。

※消費税及び地方消費税を除く。

例1 診療所(19床)で負担増加額が20万円の場合=20万円(負担増加額)を交付

例2 病院(50床)で負担増加額が150万円の場合=120万円(基準額)を交付

例3 薬局で負担増加額が17万円の場合=14万3千円(基準額)を交付

(1) 病院及び5床以上の病床を有する診療所

病床数区分	基準額
5～19床	38万4千円
20床～	病床数×2万4千円

(2) (1)以外の診療所等

施設区分	基準額
医科診療所(無床又は5床未満の病床を有する診療所)	26万4千円
歯科診療所	7万8千円
薬局	14万3千円
柔道整復師施術所	2万7千円
あんま・はり・きゅう施術所	8千円

5 提出書類

No	申請様式・添付書類	備考
1	沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金交付要綱に基づく申請書様式	様式1号、様式2-1号、様式2-2号、様式3号
2	振込口座の確認書類 ※別紙1に口座情報を記載した場合 (<u>国保連連合会に口座登録がある医科、歯科、薬局は原則、登録された口座に振り込みますので、口座の記載は不要です。(債権を譲渡している場合は除く)</u>)	振込口座を確認できる書類(金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義人(カナ))を明瞭に確認できるものを添付してください。

6. 申請方法

(1) 申請受付期間

2024年2月22日(木)まで

※申請は、一施設につき1回限りです。

※他地方公共団体等から補助対象経費(燃料費等)が重複する補助金を受ける(受けた)場合において、同補助金で補われない補助対象経費が残存する場合は、その部分に限り、沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金へ申請可能です。

(2) 申請書類の提出方法

- ①沖縄県医療政策課のホームページからダウンロードした申請様式に必要事項を入力します。
- ②必要事項を入力した申請様式を下記のメールアドレスへ送付します。
- ③口座情報を記入する必要がある施設は、別紙1へ必要事項を記入し、封筒に封入します。
- ④封筒に「物価高騰対策補助金別紙在中」と記載のうえ、下記に郵送お願いします。

【宛先】メールアドレス:bukka@okikoku.or.jp

件名:「(医療機関等番号)医療施設等物価高騰対策支援事業」

【別紙郵送先】〒900-8559 那覇市西3丁目14番18号(国保会館)

沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課 管理係 宛て

7. 問合せ先

沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課管理係

電話番号 : 098-863-2063 受付時間 : 平日9:00~17:00 ※土日祝は休業

8. 留意事項

- (1) 申請内容に確認を要する点がある場合や不備がある場合は、個別に電話でご連絡します。補正を求めた日の翌日から起算し、5開庁日後までに不備等が解消されない場合は補助金を不交付として取り扱うことがあります。その際はその旨ご連絡します。
- (2) 計算ミスにより、申請額が大きく増減する場合はその旨を連絡いたしますが、端数の切り捨て間違いなどの少額の修正については、県側で修正を行い、決定通知をもって代えさせていただきます。
- (3) 県補助金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、沖縄県は、必要な検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- (4) 県補助金の申請情報については、類似の補助事業等で活用する場合があります。予めご了承ください。
- (5) 審査が終了し、支払い時期が確定した段階で交付決定通知書をお送りします。通知が届かないことを防ぐため、住所については建物名・部屋番号等を正確に記入してください。

✓申請に当たっては、留意事項に同意していただく必要があります

虚偽申請及び不正受給への対応について

申請書の審査段階及び県民等からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、県警と適宜情報共有し、補助金を不正受給した事実が判明した場合は、受給した補助金全額の返還に加え、違約金を支払っていただくなどの対応を行います。また、返還等が行われない場合は、氏名等の公表や訴訟の提起など厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、対象となる補助事業者でないにもかかわらず補助事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。

<虚偽申請例>

- ・提出資料を改ざんするなどにより、燃料費、食材料等の費用を粉飾した場合
- ・エネルギー等の物価高騰の影響があったかのように偽った場合
- ・既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように偽った場合
- ・誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合など